



## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 茨城県笠間市福田165番1  
 氏名 一般財団法人 茨城県環境保全事業団  
 理事長 横山 伸一  
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の5第1項~~ 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和 2 年 9 月 1 日  
 許可の有効年月日 令和 7 年 7 月 19 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分

焼却施設：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、感染性産業廃棄物、鉍さい（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃石綿等、ばいじん（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）  
 以上7種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記2のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成17年7月20日	新規許可	平成26年4月22日	変更届（名称の変更）
平成22年7月1日	変更届（代表者の変更）	平成27年9月25日	更新許可
平成22年7月20日	更新許可	平成30年7月19日	変更届（代表者の変更）
平成23年7月8日	変更届（代表者の変更）	令和2年7月14日	変更届（代表者の変更）
平成25年6月1日	変更許可（有害物質の変更）	令和2年9月1日	更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

存・無

別記 1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉛	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○	○	■	○	—	—
カドミウム又はその化合物	○	○	○	■	○	—	—
鉛又はその化合物	○	○	○	■	○	—	—
有機燐化合物	■	■	■	■	○	—	—
六価クロム化合物	○	○	○	■	○	—	—
砒素又はその化合物	○	○	○	■	○	—	—
シアン化合物	■	■	■	■	○	—	—
トリクロロエチレン	■	■	■	○	○	—	—
テトラクロロエチレン	■	■	■	○	○	—	—
ジクロロメタン	■	■	■	○	○	—	—
四塩化炭素	■	■	■	○	○	—	—
1,2-ジクロロエタン	■	■	■	○	○	—	—
1,1-ジクロロエチレン	■	■	■	○	○	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	■	■	■	○	○	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	■	■	■	○	○	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	■	■	■	○	○	—	—
1,3-ジクロロプロペン	■	■	■	○	○	—	—
チウラム	■	■	■	■	○	—	—
シマジン	■	■	■	■	○	—	—
チオベンカルブ	■	■	■	■	○	—	—
ベンゼン	■	■	■	○	○	—	—
セレン又はその化合物	○	○	○	■	○	—	—
ダイオキシン類	■	○	○	■	○	—	—
アルキル水銀	○	○	○	■	○	—	—
1,4-ジオキサン	■	—	■	○	○	—	—

別記 2

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県笠間市福田字猪ヶ入 1 4 8 番地の 1 外 4 5 筆

処理施設

施設の種類の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設	汚泥 9.5t/日(24時間)×2炉 廃油 4.5t/日(24時間)×2炉 その他の産業廃棄物 72.5t/日(24時間)×2炉	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、感染性産業廃棄物、鉛(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃石綿等、ばいじん(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。) 以上7種類	平成17年 7月19日 — —